

資料 1

近畿中国森林管理局
計画保全部計画課

管理方針書の作成について

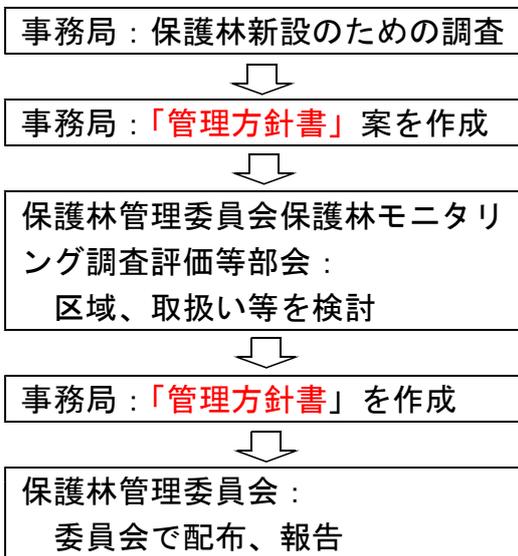
1 管理方針書とは

保護林制度改正により、保護林を設定しようとするときは「保護林管理方針書」（以下「管理方針書」）を作成することが定められた。設定済の保護林については、保護林区分の移行時に従来 の「保護林台帳」から「管理方針書」に順次移行。

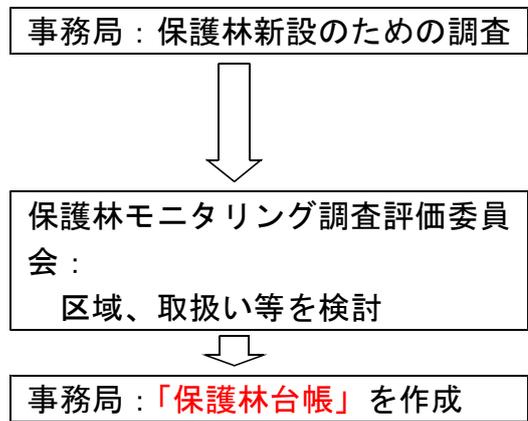
2 保護林制度改正による変更点

(1) 保護林設定時の手続き

制度改正後



制度改正前

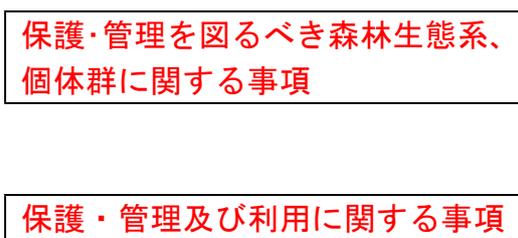


注：委員会で意見があった場合は、修正することもありうる。

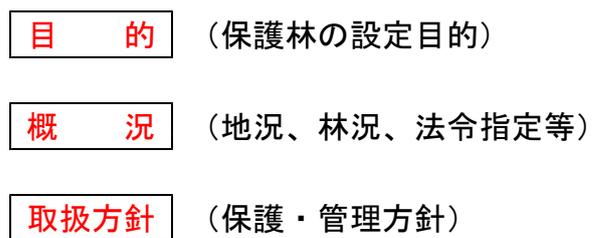
(2) 記載事項

保護林名、所在地、面積等を記載することは同じだが、設定の目的、概況、取扱いについて次のように整理。

制度改正後



制度改正前



3 近畿中国森林管理局の考え方
次のとおりとする。

(1) 新設する保護林

「保護林新設のための調査」の結果を踏まえ、「保護林モニタリング調査評価等部会」で「保護・管理及び利用に関する事項（案）」を検討した上で、管理方針書（案）を作成。

27年度新設箇所は旧「平成27年度保護林新設のための調査検討委員会」で「保護・管理方針（案）」を検討し、この内容を保護林管理委員会で説明済みであるため、これを基に管理方針書を作成。

(2) 移行する保護林

次の理由により、原則として現在の保護林台帳の内容を継承。

- ① 保護林モニタリング調査を行い、「保護林モニタリング調査評価等部会」で「保護・管理及び利用に関する事項（案）」を検討した上で、管理方針書（案）を作成。

27年度に移行するものは旧「保護林モニタリング調査評価委員会」で「保護・管理方針（案）」を検討した上で、管理方針書を作成。

- ② ①の翌年度、各森林管理署等により、保護林の概況が前年度の保護林モニタリング調査結果とほぼ変わらないことを現地で確認。

4 その他

新たに導入された「野生生物保護管理手法の導入」については、保護林の移行スケジュールが詰まっていることもあり、次回のモニタリング調査時に順次その必要性を検討。

（参考）保護林制度の改正について（平成27年9月28日付け27林国経第49号）

別紙 保護林設定管理要領

第4 保護林の設定及び管理

3 希少個体群保護林

(3) 取扱いの方針

ア 個体群の状況に応じ次により取り扱うものとする。

(イ) 一時的な裸地の出現等、遷移過程におけるかく乱が対象個体群の持続的な生育・生息に不可欠な場合には、必要な森林施業を行うことにより、人為による環境創出等を行うことができるものとする。

第7 保護林管理方針書

1 作成

森林管理局長は、保護林を設定しようとする場合には、予定箇所についての資料の収集及び必要な調査を実施し、これに基づき保護林ごとに次の事項を内容とする保護林管理方針書（以下「管理方針書」という。）（別紙様式）を作成するものとする。

(1) 名称

(2) 面積

(3) 設定年月日、変更年月日

(4) 位置及び区域（森林生態系保護地域及び生物群集保護林においては保存地区、保全利用地区のそれぞれの位置及び区域）

(5) 保護・管理を図るべき森林生態系、個体群に関する事項

(6) 保護・管理及び利用に関する事項

(7) モニタリングの実施間隔及び留意事項

(8) 法令等に基づく指定概況

(9) その他留意事項

2 取扱い

管理方針書は、保護林の管理に活用するほか、管理委員会の参考資料として取り扱うものとする。

3 変更

保護林に係る状況に変化が生じた場合は、管理方針書にその内容を反映するものとし、必要に応じて保護林の変更又は廃止の手續を執るものとする。